

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則を廃止する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第88号

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則を廃止する規則

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の京都市立看護短期大学修学資金貸与規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により貸与された修学資金については、なお従前の例による。

3 京都市立看護短期大学条例を廃止する条例附則第2項前段の規定によりなお存続する京都市立看護短期大学に在学する者については、廃止前の規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(保健福祉局保健衛生推進室医務審査課)